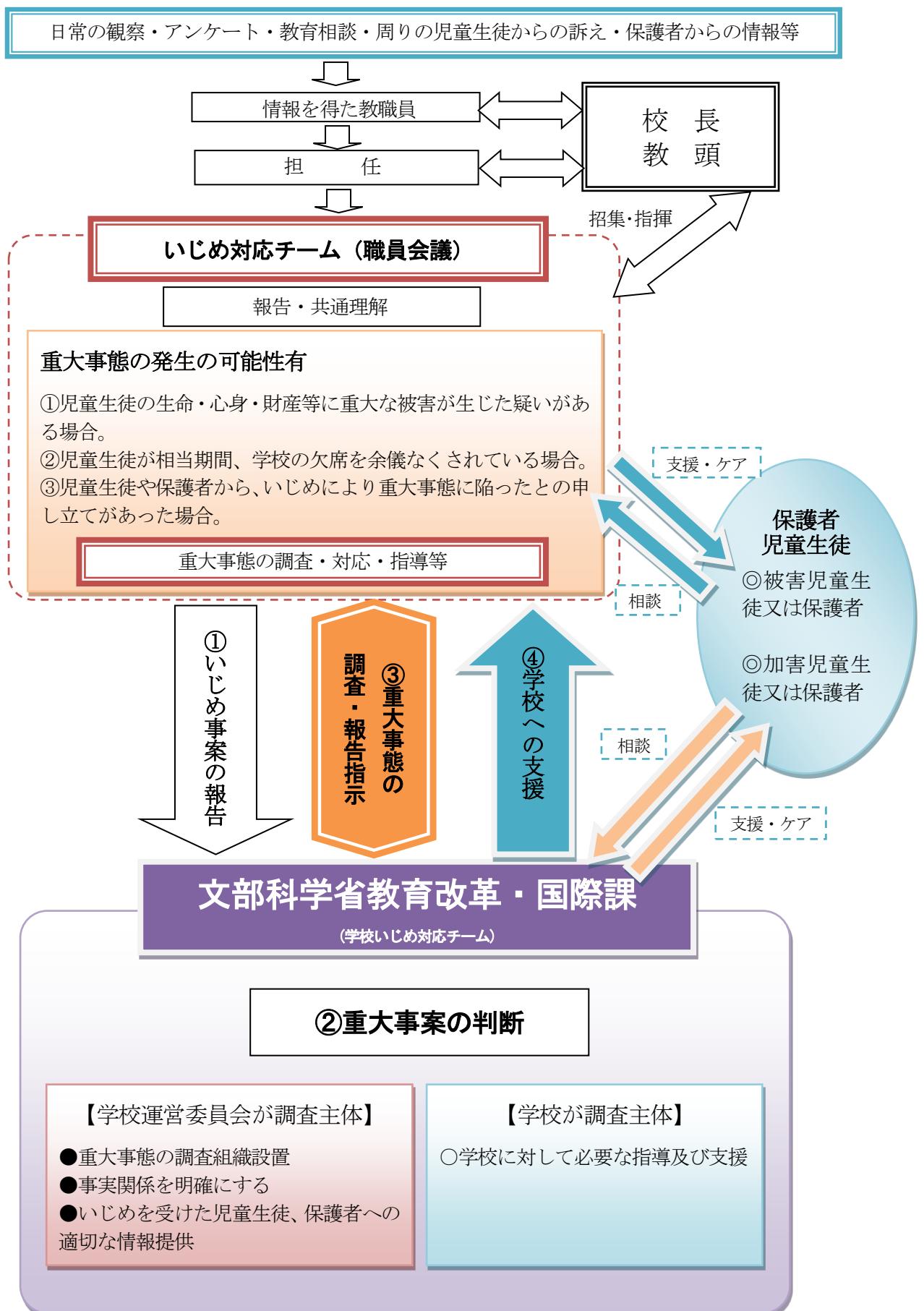


重大事態対応の流れ チューリッヒ日本人学校 全日校



いじめ防止等のための学校基本方針

チューリッヒ日本人学校 全日校

1. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

『いじめ防止の基本認識』

「いじめは、命や人権に関わる問題であり、人間として絶対に許されない」という基本的な認識のもとに、全ての児童生徒が安心して生き生きとした学校生活が送れるよう、教職員はもとより児童生徒、保護者、全ての関係者がいじめを根絶し、いじめを生まない学校づくり、土壤づくりを進めていくものである。いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめはどの子にも起こりうる」という認識に立って、生徒の変化を敏感に察知できるように、日々“未然防止”と“早期発見”に取り組むとともに、いじめが認知された場合の“早期対応”を的確に行うものである。

(1) いじめの定義

いじめとは、「ある児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめの基本認識

①教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

②具体的ないじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版（平成29年8月）より

2. 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ対応チームを組織する（基本的に職員会議と同じ組織）

【構成員】 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学級担任

※個々のケースにより、現地採用教員・講師等を含む

(2) いじめの未然防止のために

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、全ての教職員が、「いじめは、どの学級・学校にも起こり得る」という認識を強く持ち、「豊かな心を育て、好ましい人間関係を築いて、いじめを生まない土壤づくり」に、積極的かつ組織的に取り組む。学校におけるいじめの未然防止の取組は、新たな特別な教育ではなく、全ての子どもたちが「学校に行きたい、学校が楽しい」と思える学校教育の原点に立ち返る取組と捉え、学校全体で組織的に取り組んでいく。

◆具体的には、「いじめを生まない土壤づくり」を目指し、次のことに取り組む。

①「いじめは人間として絶対許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

（教職員の共通理解、子どもたちへの日常的な働きかけ）

②子どもたち一人ひとりの様子や学級の状況を的確に把握する。

（教職員の気づき・アンケート調査・定期的な教育相談の徹底）

③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりに努める。また、いじめに向かわない態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。

（自己肯定感、自己有用感の醸成、コミュニケーション能力の育成、一人ひとりが大切にされる学級集団づくり、子どもの自発的自治活動の支援）

④一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

⑤命や人権を尊重し、豊かな心を育てる取組を推進する。

（人権教育、道徳教育、体験活動の充実）

⑥発達段階に応じた情報モラルに関する指導を行い、ネット上のいじめへの対応を図る。

⑦教職員の不適切な認識や言動がいじめの「観衆」や「傍観者」を作ることがあることを自覚する。

⑧いじめ問題について、保護者や学校関係者への積極的な働きかけを行う。またP D C Aサイクルに基づく学校評価の取組を推進する。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から温かくて規律ある学級経営に努め、教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大事である。

いじめは、大人が気付きにくいところで行われ（ネット上のいじめを含む）潜在化しやすいことを肝に銘じ、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させなければならない。そのために職員会議等を通していじめに対する研修を実施する。

また、子どもたちに関わる全ての教職員で情報を共有し、家庭と連携して情報を収集することに努める。

◆早期発見の手立てとして

- ①児童生徒・保護者・教職員に対し、困ったことがあればすぐに相談できる関係づくり・体制づくりに努める。いじめに関する相談窓口（文部科学省への相談等を含む）の周知を図り、教職員間で相談しやすい職場環境づくりに努める。
- ②常に児童生徒の日々の生活の様子に目を配り、学校・学級内の人間関係上の小さな変化にも気付くよう心がける。（「子どもたちのいるところには、教職員がいる」ことを心がける。また、日常的な声かけを意識的に行う。）そして、情報交換と共有化を図り、早期の報告・連絡・相談・対応に努める。
- ③7月・12月にアンケートの実施と学期ごとの個別面談を実施し、考察や検証を行いながら児童生徒の実態把握と児童生徒に寄り添った親身な教育相談に努める。全教職員間の情報共有と共通理解を図り、組織的対応に努める。
- ④学校をオープンにし、多くの目で見守りをする。また教育相談や保護者からの情報を収集する機会を多く持ち、常に連携の強化を図っていく。

(4) いじめに対する措置のために

迅速かつ組織的な対応を第一とする。正確な事実確認と情報の共有化も大切である。被害者児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先しながら、その保護者も含め適切な支援を行うとともに、加害児童生徒及び保護者への指導、助言を行う。また、いじめが起きた集団への働きかけも重要であるという認識を共有する。

【いじめが起きた時の対応の基本的な流れ】

- 情報のキャッチ…些細な兆候でも疑いのある行為には早期に的確に関わる。また真摯に傾聴する姿勢が大事。一人で抱え込まず、速やかに相談し、いじめ対応チーム（職員会議）の招集や被害者を見守る体制をつくる。
- 正確な実態把握…当事者双方や周りの子どもからの正確な聞き取りと記録し、情

報の共有化を行なう。全体像の把握（誰が誰を、いつ、どこで、どんな内容かなど）を的確に行なう。

○指導体制、方針決定…指導のねらいの明確化、情報の共有化、文部科学省との連携を想定して対応する。

○子どもへの指導と支援

・いじめられた子どもとその保護者的心のケアに努める。つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、希望を持たせる。保護者とすぐに面談し、事実関係や指導方針を伝え、今後の対応について協議する。継続して家庭との連携を深めた支援をしていく。

・いじめた子どもに対し、事実確認を行なうとともにその児童生徒の背景にも目を向け、かつ毅然とした姿勢で事の重大性を認識させ、具体的に相手の痛みに思いを寄せさせる指導と人権意識の芽生えを持たせる。保護者にも正確な事実関係を説明し、事の重大性を認識させ、家庭での指導を依頼する。

・周りの児童生徒に対しては、当事者だけの問題にとどめず自分たちの問題として意識させる。はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為（観衆・傍観者）もいじめを肯定していることを理解させ、正義感をもって勇気ある行動を考えさせる。

・ネット上のいじめへの対応については、

(1)不適切な書き込みがあった場合は、学校としてその個所を確認し、保存するとともに、職員会議で対応を協議し、関係者から聞き取り調査やケアなどの必要な措置を講ずる。

(2)その後、削除要請や当該児童生徒・保護者への精神的なケアに努める。必要に応じ、文部科学省と連携した対応をとる。

(3)情報モラル向上のための基本的な知識や技能などを学習する機会を設ける。

○保護者との連携…直接会って具体的な対策を話す。協力依頼と互いの連携を図る。

（5）重大事態の対応のために

①重大事態の定義

○いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

- | | |
|------------------|-----------------|
| ・生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

○いじめにより相当の期間（年間30日または一定期間連續して欠席している場合）

学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

○児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがある時

②対処

○重大事態の報告…校長は、事実関係を把握し、文部科学省教育改革・国際課に報告する。重大事態であるかの判断については、文部科学省が行う。

- 調査の趣旨と調査主体…文部科学省の判断に基づき、重大事態の調査は、学校または学校運営委員会が行う。学校運営委員会の指示により学校が調査主体になる場合、チューリッヒ日本人学校いじめ対応チーム（職員会議）が調査する。調査する者は、調査対象となる事案の関係者と直接の人間関係がないことに留意する。
- 調査の実施…事実関係を明確に調査し、いじめを受けた児童生徒・保護者のケアに努めながら適切に全ての関係者から聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童生徒や情報提供した児童生徒を守ることを最優先する。
いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合については、保護者の要望・意見等を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査を行う。（『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』《H29.3 文部科学省改訂》等を参照）
- 調査結果の提供及び報告…調査結果を学校運営委員会または文部科学省に報告する。文部科学省の必要な指導・指示・支援を受け、いじめを受けた児童生徒・保護者、関係者に調査結果等の情報提供を行う。その際、個人情報の取扱には十分配慮をする。
- 調査結果を踏まえ、必要な措置を講じて再発防止に努める。

(6) 家庭・関係機関との連携のために

いじめの予防、防止、解決には学校だけでなく家庭や保護者会、文部科学省との連携が不可欠である。そのためには、日常の教育活動を通して情報交換を活発に行い、課題の解決に向けて話し合い、互いの信頼関係を高めておくことが重要である。具体的には、次のようなことに留意しながら教育活動にあたる。

- ①学校と家庭、学校運営委員会が普段から気軽に情報交換できる場の持ち方
(学級懇談会、学校運営委員会総会、学校行事、オープンドア、保護者会活動等の活用)
- ②日常の教育活動に関する双方向の意見交換
(通信内容の工夫やアンケート、行事感想の活かし方)

(7) いじめ相談窓口

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム
TEL: +81-3-4330-1352
受付時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00 (日本時間)
メールアドレス：sodanjigyo@joes.or.jp (随時受付)

以上